

判例時報

平成24年9月1日号

判例 評論

No.643

<最新判例批評>

井上 典之 藤井 俊二 杉本 和士 行澤 一人
 丸山 雅夫

特報 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件
 (公調委 24.5.11 裁定) 3

判 決 録

No.
2154

旬 刊

定価 1400 円

本体1333円

<民 事> 4件	75
<知的財産権> 2件	95
<商 事> 1件	124
<刑 事> 2件	138

◆最高裁判例要旨 (平成24年5・6月分)146

—— 細 目 次 は 次 頁 ——

判 例 時 報 社

判例時報細目次 No. 2154

◆判例評論◆

..... 147

◆特 報◆

不法投棄された有機ヒ素化合物（旧陸軍が製造していた毒ガス兵器の原料）による地下水汚染により、地下水を利用していた住民に健康被害及び農業被害が発生したことにについて、水質汚濁防止法上の監視義務等を負っていた県の損害賠償責任が認められた事例
—— 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任
裁定申請事件（公調委裁定24・5・11）..... 3

◆判決録◆

民事 ■■■
○内縁解消後、財産分与の審判手続中に分与義務者が死じた場合における財産分与義務の相続性（積極）（大阪高決23・11・15）..... 75
▽インターネットのウェブサイトにおける書き込みが不法行為に当たる場合につき、書き込みの発信者の調査費用が損害と認められた事例（東京地判24・1・31）..... 80

▽貸主男性から借主女性に対する貸金返還請求につき、右貸付けは不倫関係維持を動機とする公序良俗に反するものであるが、借主女性

にも右動機を利用し詐術を用いて貸付けを実行させた責があるとして、不法原因給付として返還を拒めるのは二分の一の範囲に限られて置かれた事例（大阪地判24・4・24）..... 84

▽墓地を所有・管理する寺院に対する、右墓地の区画使用权者による無礼方式での墓の遺骨の埋蔵の妨害禁止請求が認可された事例（宇都宮地判24・2・15）..... 93

■■■■ 知的財産権 ■■■■

○発明の名称を「医療器具」とする特許発明について、主引用例である甲一に、相違点一に係る構成を示唆する記載、それを試みたはずであるとの具体的な示唆等は何ら存在しないとして、甲一記載の発明に周知慣用技術を活用して、又は甲一記載の発明を組み合わせて、相違点一に係る構成に想到することは容易とはいえないと判断された事例（知的財産高判23・1・31）..... 95

○一 出願日当時 製造可能となっていたことが明らかで、作用機序が異なることが技術常識であり、併用投与した場合に拮抗するとは認められない一つの異なる糖尿病予防・治療薬を併用投与する発明についての明細書の記載が、実施可能要件を満たし、当該併用投与に関する実施例の記載がなくともサポート要件を満たすとされた事例

■■■■ 刑 事 ■■■■

○強制執行妨害補助罪の成立を認めた原判決の事実認定が是認された事例（最三決23・12・6）..... 138

○睡眠薬等を摂取させて数時間にわたり意識障害及び筋弛緩作用を伴う急性薬物中毒の症状を生じさせた行為につき傷害罪の成立が認められた事例（最三決24・1・30）..... 144

◆最高裁判例要旨（平成二十四年五・六月分）..... 146

■■■■ 商 事 ■■■■

4・11）..... 146
ができたとされた事例（知的財産高判24・

▽商品先物取引により損害を被った顧客が、仲介会社、同社の取締役及び勧誘した従業員に対し、顧客に適格性がないのにこれを無視してなした違法勧誘によるとして求めた損害賠償請求が認可された事例（名古屋地判24・

4・11）..... 124

(文)らが、国に対し、旧日本陸軍が製 紹介する。

に、その程度、委託者から売買数量・掛金価格とその有効期限などの所定事項を特定した指示を受けなければならないとされていた。委託者から具体的売買指示を受けないで売買注文を受託し、これを執行することは、商品取引法二四条二号に違反するものであり、そのようなことを委託者に勧誘することは許されない（一任売買の禁止）。

商品先物取引における売買判断は、本来、委託者が行うべきものであるが、実質的には商品取引員（その従業員）がこれを行っていると評価される事実状態を一任売買という。

恒常的に、商品取引員が特定の売買取引を勧誘し、顧客である委託者がそれに追従して、上記勧誘に係る特定の売買取引を応諾している事実状態もこれにあたる。

ｂ 原告は、商品先物取引の適格性を備えておらず、かつ、仕事が多忙で価格の変動に注意を向けている時間的な余裕はなかつた。

したがって、原告は、被告会社の従業員らの中にいかに取引をするしかなく、たとえ取引に同意していても、それは形式的なものでしかなく、実質的には一任売買と評価できる。

特に、本件取引は、一八日間という極めて短期間のうちに行われており、しかも、その特定売買率は四八・一五％、月平均売買回数は九〇回、手数料化率は七八・三六％にも及ぶものであり、このことは、本件

2154号 判例時報

原告は、①仕事が多忙で商品先物取引を学習して習熟することができず、②株式投資さえも経験がなく、自己責任を要求される商品先物取引の不適格者であり、③自分からその時々価格変動の情報を入手する手段がなく、④原告が本件取引に投入した資金は主に借入金であり、投機に不適格な資金を用いていた。

d したがって、被告会社の従業員らによる本件取引の勧誘及び受託は、適合性の原則に違反し、違法である。

(4) 説明義務違反

a 適用法令等

原告は、商品先物取引の知識、経験及びそれに必要な経済的判断力を持つていなかったのであるから、被告会社の従業員らには、商品取引所法二八条一項、受託等義務に関する規則五条一項四号（説明義務）及び委託者の善管注意義務（契約締結過程にも準用）に基づき、商品先物取引の仕組みとその危険性について「商品先物取引委託のガイド」を提示しつづつてわかりやすく説明するとともに、一定の投資方針（投資手法）を提案・勧誘するのであれば、その仕組みと危険性についてわかりやすく説明し、いすれについても原告の十分な理解を得なければならない義務（説明義務）を負っていた。

b 被告乙野は、原告に対し、「ハイアット取引は必ず安全です。北辰物産はそのまま続行してください。」「大起産業のハイアットは特許を取つております。保険にしてください。」「北辰物産のもの

126

とは違ひます。」等と言つて、取引を行ふよう勧誘した。

被告乙野は、通常の商品先物取引より複雑で難解なハイブリッド取引のみならず通常の商品先物取引の仕組み、危険性、数料の累積等による元本欠損の可能性にいて、原告が理解しうるような説明を何してゐない。

(ウ) 新規委託者保護義務違反

a 商品先物取引は極めて高い投機性を有し、知識及び経験に乏しく、資金的にも余裕がない一般投資家が参入することは、大きなリスクが伴うため、商品取引引及びその外務員は、商品先物取引についての知識や経験に乏しい新規委託者を保護するため、一定期間の習熟期間を設け、その間は取引の規模（建玉の数量）を一定以内に制限しなければならないとされてゐる（新規委託者保護義務）。

b 従来、国内公設市場における商品先物取引業界の自主規制基準においては、この一定期間は原則として三か月とされており、建玉枚数の一定数は、原則として二〇枚とされてゐた。

商品取引引法が改正された平成一年四月一日ころからは、上記期間及び建玉枚数は各社まちまちとなつたが、上記法改正の前後で顧客保護の必要性に変化はないことから、上記期間及び建玉枚数の規制は、現在でも重要な基準となる。

c 主務省ガイドラインによれば、最初の取引を行う日から最低三か月を経過する日までを目安とする一定の期間において

判例時報

に、その都度、委託者から売買数量・指定価格とその有効期限などの所定事項を特定した指示を受けなければならないとされている。

委託者から具体的内容の売買指示を受けないで売買注文を受託し、これを執行することは、商品取引所法二四条三号に違反するものであり、そのようなことを委託者に勧誘することは許されない（一任売買の禁止）。

商品先物取引における売買判断は、本来、委託者が行うべきものであるが、実質的には商品取引員（その従業員）が行っているものと評価される事実状態を一任売買という。

恒常的に、商品取引員が特定の売買取引を勧誘し、顧客である委託者がそれに追従して、上記勧誘に係る特定の売買取引を応諾している事実状態もこれにあたる。

（b）原告は、商品先物取引の適格性を備えておらず、かつ、仕事が多忙で価格の変動に注意を向けている時間的な余裕はなかつた。

したがって、原告は、被告会社の従業員らのいかに取引をするしかなく、それは形勢取引に同意していたとしても、それは形式的なものでしかなく、実質的には一任売買と評価できる。

特に、本件取引は、一日間という極めて短期間のうちに行われており、しかも、その特定売買率は四八・一五%、月平均売買回数は九〇回、手数料化率は七八・三六%にも及ぶものであり、このことは、本件反方向の新規建玉を行うこと、日計

（a）両建て
a 取引の種類及び適用法令等
建て、無意味な反復売買

（b）委託者に不利益な取引の勧誘（両建て、無意味な反復売買）
よって、本件取引が一任ないし実質一任売買であることは明らかである。

しようとしたことが容易に推認できる。

売買を繰り返すことにより、手数料稼ぎをにおいてごく短期間のうちに極めて頻繁な取引、被告会社の担当従業員らが、本件取引

（a）また、同法施行規則一〇三条九号は、目録異数量の両建てにつき、その取引等々を理解していない顧客から委託を受けることを禁止している。

（b）無意味な反復売買
特定売買とは、両建てのほかに、直（仕切り）と同一日内に同一方向の新規建玉を行うこと、途転（仕切りと同一日内反方向の新規建玉を行うこと）、日計

2154号 判例時報

に、その都度（委託者から売買数量・指定価格とその有効期限などの所定事項を特定した指示を受けなければならないとされて

委託者から具体的内容の売買指示を受けないで売買注文を受託し、これを執行することは、商品取引所法二四条三号に違反するものであり、そのようなことを委託者に勧誘することは許されない（一任売買の禁止）。

商品先物取引における売買判断は、本来、委託者が行うべきものであるが、実質的には商品取引員（その従業員）が行っているものと評価される事実状態を一任売買という。

恒常的に、商品取引員が特定の売買取引を勧誘し、顧客である委託者がそれに追従して、上記勧誘に係る特定の売買取引を応諾している事実状態もこれにあたる。

b 原告は、商品先物取引の適格性を備えておらず、かつ、仕事が多忙で價格の變動に注意を向けている時間的な余裕はなかつた。

したがって、原告は、被告会社の従業員らのいかに取引をするしかなく、それは形々取引に同意していたとしても、それは形式的なものではなく、実質的には一任売買と評価できる。

特に、本件取引は、一日間という極めて短期間のうちに行われており、しかも、その特定売買率は四八・一五%、月平均売買回数は九〇回、手数料料率は七八・三六%にも及ぶものであり、このことは、本件反方向の新規建玉を行うこと、日計

いう。

委託者から具体的な売買指示を受けようとして、商品取引所法二四条一号に違反することとなる。よって、本件取引が一任ないし実質一任売買であることは明らかである。

(4) 委託者に不利益な取引の勧誘（同建て、無意味な回復売買）

a 取引の種類及び適用法令等（a）而建て

(a) 而建て
商品取引所法二四条八号は、商品取引員が顧客に対し特定の商品等の売付け及び買付けとこれらの取引と対当する取引の数量及び限月を同一にすることを勧めることを禁じている。

このような取引手法を用いる際には、新たな証拠金や手数料が必要になる上、一方の建玉についてどの時期に反対売買を行つて而建てを解消するかという判断は極めて困難なものであるため、建玉に値洗損が生じた時点で手仕舞いをした場合と比較して、より大きな損失を生じる危険性をはむものである。

また、同法施行規則一〇三条九号は、甲限月異数量の而建てにつき、その取引等理解していない顧客から委託を受けることを禁止している。

(b) 無意味な回復売買
特定売買とは、而建てのほかに、直（仕切り）と同じ一日内に同一方向の新規建玉を行うこと、途転（仕切りと同じ一日内を買回数は九〇回、手数料料率は七八・三六%にも及ぶものであり、このことは、本件反方向の新規建玉を行うこと）、日計

て、建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能金額の三分の一となる水準を目安とする一定取引量を超える取引の勧誘を行う場合には、適合性原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘となるものとされる。

上記ガイダンスを受けて、被告会社の受託業務管理規則でも、同趣旨の保護措置が規定されている。

d 原告は、本件取引の直前である平成一九年一月一日から北辰物産に勤められて二か月余り商品先物取引をした経験があつたのみであり、株式投資等その他の投資経験もなかつた。

よつて、原告は、本件取引開始から三か月間を商品先物取引未経験者の保護措置期間として、保護育成措置が取られなければならなかつた。

e 原告の年収は約六〇〇万円（税込）であり、本件取引開始当初の金融資産は預貯金が約一五〇万円あるだけであつた。

ところが、原告は、本件取引開始後わずか三日間で、一七〇万円もの委託証拠金を入金させられ、本件取引開始後一週間後は、立て続けに二〇万円、一〇〇万円、五〇万円と入金させられている。

原告は、取引開始から一週間で三七〇万円、取引開始後九日間で五二〇万円もの金額を預託させられているから、原告の資金面の適合性を明らかに超過しており、この点だけを見て被告会社の担当従業員が新規委託者募集義務に違反したことは明白

(と)、及び手数料不抜け(仕切りにより若干の取引益を出すそれを上回る手数料損失)という無意味な売買のことをいふ、こ

と)及び手数料不抜け(仕切りにより若干の取引益を出すがそれを上回る手数料損が発生しているため、損失が発生すること)という無意味な売買のことをい、この特定売買の頻度が、商品取引員の手数料奪取目的の下、委託者が食ひ物にされたことを徴表するものである。

これまでの裁判例では、概ね特定売買比率が二〇%、月間売買回転率が三回、手数料化率が一〇%を超える場合は、違法とされている。

(c) 適用法令等

商品取引引員は、委託者に対し、不適切な手法による取引を勧誘ないし受託してはならない一般的な注意義務を負っているといふべきであり、商品取引員ないその役員又は従業員がこれに反する行為をしたときは、当該行為は、委託者に対する債務不履行でないし不法行為に当たると解すべきである。

b 本件においては、以下の事実が存在する。

(a) 特定売買について

本件取引の特定売買率は、四八・一五%である(全取引回数五四回、そのうち特定売買回数二六回)。

また、月平均売買回数は、九〇回である(全取引期間一八日、全取引件数五四回)。

手数料化率は、七八・三六%である(差引損益合計一九一萬三九五円、うち手数料合計八五四萬九〇〇円)。

これらは、特定売買比率二〇%、月間売買

である。

(ハ) 断定的判断の提供

a 適用法令等

商品市場における売買取引につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると認解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘することは、禁止されている(商品取引所法二四一条一号)。これに違反した場合は、取引上の信義則にも反し、また、不法行為を構成する。

h たとえば、「今始めれば絶対に儲かります」という言葉、一定の利回りが確実であるかのような説明、あるいは、「必ず損は取り戻せる」という言葉など、は、断定的判断の提供に該当する。

c 被告乙野は、原告に対し、「ハイフリップ取引は必ず安全です」、「大起産業のハイフリップは特許を取るつもりです。保険にしてください。」「北底物産のものとは違います。」等と断言して、執拗に本件取引を行うように勧誘した。

d 被告戊原は、平成二〇年二月二一日、原告を軟禁状態にした上、「今回の件はすべてあなたに責任がある。」と強く言い、「直ちに六〇〇万円用意しろ。六〇〇万円用意すれば、今度は私があなたの担当になり、必ず(損を)取り返す。」と断言して、原告に本件取引を続行せよとして、

(メ) 一任売買(実質一任売買)

a 適用法令等

被告らは、受託契約準則六条(売買指

(b) 西建てについて

(b) 両建てについて
原告は、平成二年二月二日、ハイアット取引の責任者である被告丙山に対して、電話でクレームをつけ、被告丙山と喧嘩の言ひ合いになったが、被告丙山は、原告に、「こうすれば大丈夫だ。」と言つて、原告に無断で、金の買いを手仕舞ひし、すべてを白金の売りにしてしまった。同日昼ころ、被告乙が原告の許へ説明に来て、被告乙が帰つた後、これまで全く接触のない被告丁川から電話があり、「白金の売りを持つている人は危険ですから、一時的に止める必要があるので、二〇〇万円持つて来てください。」と言われた。原告は、被告丁川から、危険と言われたことと「すぐ返します。」と言われたことから、消費者金融のアコム株式会社から二〇〇万円を借り入れ、父から五〇万円を借りること、取引資金を拠出し、被告会社に二〇〇万円を持参した。

こうして、白金の売り合計二枚と買い二一枚が両建てとなった。

被告丁川は、両建てについて原告が理解できるように説明をせず、混乱している原告に乘じて半ば強引に両建てにしてしまつたものであり、両建てをすることにつき事前に原告から明確な了解さえ取つていない。

よつて、本件取引において行われた両建ての勧誘は、違法である。

(4) 仕切り拒否・回避

原告は、北底物産において適合性あり
d 適合性があること
提供するなどということはない。
いる原告に対し、被告之野が断定的判断を
(a) 現に他社で商品先物取引を行って
被告之山に報告し、受託の許可を得た。
その旨を総括管理責任者である管理本部長
をしつかりと持っていると思われたので、
取引を考えていることと、貴金屬に絞って
く、取引意思についても、貴金屬に絞って
確認したところ、理解度に何ら問題はな
度、取引意思及びリスク等の理解について
をかけ、原告の商品先物取引に対する理解
は、同月五日午前九時二〇分、原告に電話
(c) 被告会社取引相談室の甲川三郎
引の説明もした。
と題する小冊子を用いて、ハイアリップ取引
なお、被告之野は、「ハイアリップ取引」
を徴収した。
被告之野は、その上で、口座開設申込書
が連絡、受注を担当することを伝えた。
案内により、取引開始後は、主に取引部
さらに、被告之野は、書面「取引部のご
ないよう」との説明もした。
についても説明し、借入金による取引はし
被告之野は、投資可能資金額や保護措置
との回答を得た。
各書面への署名・押印と、十分に理解した
ながら説明したところ、原告から、上記
や売買手法について原告の理解を確認し
に動いたとき」等を用いて取引の重要事項
品先物取引の重要なポイント、「相場が逆
「委託業務管理規則の重要なポイント・商
と判断されて取引をしているから、被告会
社が口座開設申込書の記載により原告に適
合性ありと判断したことに何ら問題はな
い。
(i) 新規委託者保護義務違反について
a 原告は、口座開設申込書(乙五)
に、商品先物取引の経験として、平成一九
年三月から一年間、取引金額二〇〇万円と
記載し、また、投資可能資金額を九五〇万
円と申告した。
したがって、被告会社は、原告を取引経
験者として取り扱い、投資可能資金額の範
囲内で委託を受けている。
b 一〇枚という新規委託者保護の基
準は、平成一〇年九月一日以降撤廃され、
平成一七年の経済産業省のガイドラインに
おいては、投資可能資金額と三か月間の三
分の一のレベルの徹底による新規委託者保護
制度に変更されているものであり、平成一
七年以降においても二〇枚を基準とすべき
であるとの原告の主張は、制度の趣旨を誤
解した独自の見解である。
c 原告は、平成二〇年二月一八日、
利益金から四一〇万円を投資可能資金額に
計上し、これを三六〇万円に増額する申
請を行い、同月一九日にも、利益金から八
一〇万円を投資可能資金額に計上し、これ
を二七〇万円に増額する申請を行った。
すなわち、上記投資可能資金額の増額
は、いずれも利益金を原資とするものであ
るから、当該利益金がなくなっても生活に
支障がないことは明らかであり、何ら問題
はない。

a 仕切り拒否とは、委託者の仕切り
指示に従わないこととあり、仕切り回避と
は、委託者が仕切つて欲しいと言っている
のに、言葉巧みにこれを思い止まらせるこ
とである。
商品取引員が委託者の指示に従わないこ
とは、違法である。
b 被告茂原は、平成二〇年二月二一
日、原告を被告会社に軟禁状態にした上、
「今回の件はすべてあなたに責任がある。」
と強く言い、「直ちに六〇〇万円用意しろ。
六〇〇万円用意すれば、今度は私があなた
の担当になり、必ず(損)を取り返す。」
と断言するなどして、直ちに本件取引を止
めるよう申し出た原告に対し、これに応じ
ることなく、そのまま取引を継続させよう
とし、原告の取引終了の申し出に直ちに応
じようとしなかったから、被告茂原の上記
行為は、仕切り拒否ないし回避に該当す
る。
(c) 無断売買
a 委託者が商品取引員に建玉を指示
する場合は、商品、限月、取引年月日、場
所、指し値又は成行きの別、枚数、建て落
ちの別を具体的に指示する必要がある(商
品取引所法二四条三号、規則一〇一条)、
これらの主要な部分について委託者の指示
に基づかない売買が無断売買である。
商品取引員が委託者に無断で売買するこ
とは違法である。
b 原告は、平成二〇年二月二日、
ハイアリップ取引の責任者である被告丙山
に対し、電話でクレームをつけ、被告丙山
に、原告の計算方法などについて十分な
理解を形成していない新規委託者に対し、
先物取引の計算方法などについて十分な
原則である。
a 商品先物取引をする際には、必要
な額の保証金を事前に預託することが大
原則である。
被告丙山の上記行為は、無断売買であつ
て違法である。
(c) 無断・薄敷
(i) 無断・薄敷
被告丙山の上記行為は、無断売買であつ
て違法である。
六枚を新規建玉してしまつた。
仕舞いし、原告の了解なく、白金の売り一
つて、原告に無断で、金の買い一〇枚を手
は、原告に、「こうすれば大丈夫だ。」と言
と喧嘩腰の言い合いになつたが、被告丙山
は、原告に、「こうすれば大丈夫だ。」と言
仕舞いし、原告の了解なく、白金の売り一
つて、原告に無断で、金の買い一〇枚を手
は、原告に、「こうすれば大丈夫だ。」と言
と喧嘩腰の言い合いになつたが、被告丙山
は、原告に、「こうすれば大丈夫だ。」と言

原告は、平成二〇年二月二日か
ら取引終了に至るまでの間、被告会社内
の初回面談から、電話一五回、面談九回を
経て、同年一月一七日に口座開設に至つ
た。この間、商品先物取引委託のガイドの
説明交付を受け、預貯金七〇〇万円、投資
可能資金額三〇〇万円と記載した。
(b) 原告は、同月二〇日に金六枚の買
建てから取引を開始し、利食い、損切り、
送転を経験した。
(c) 原告の北底物産での取引期間は二
か月と一三日であり、この間、ほぼ毎日取
引をしている。
c 被告之野の説明に不足はないこと
(a) 被告之野は、平成二〇年一月三一
日、初めてかけた電話で、原告から面談の
約束を得た。
被告之野は、同日午後四時ころ、原告の
勤務先を訪問し、被告会社の紹介と商品先
物取引の説明をした。この面談で、原告
は、現在他社でも商品先物取引をしている
と話し、取引の仕組みや内容、リスク等に
ついてはよく理解していると述べた。
(b) 被告之野は、同年二月二日午後五
時ころ、予め面談の約束をした上で、原告
を訪問した。
そして、被告之野は、原告に対し、商品
先物取引委託のガイド(第一五版)及び同
別冊(第二七版)を用いて、①商品先物取
引の仕組みや制度、危険性、②日経新聞に
掲載される約定値段の見方、③損益計算の
方法を説明した。その後、貴金屬の市況に
ついて説明したところ、原告から、取引を
開始したいとの要望があつたため、再度、
も「相違なし」と回答している。
(b) 建玉、落玉の反復についても、取
引商品の相場変動の有無、程度、相場変動
の材料、投資家の性格等を考慮しなければ、
ば、その合理性の判断はできない。
(a) 取引手法は、損益に対し中立的で
ある。
面建てが多数回あつても、手数料稼ぎに
なるわけではなく、委託者が面建てのメリ
ットやデメリットを理解し、方針や目論見
をもつて取引を行っている場合は問題には
ならない。
多回数、面建てが問題になるのは、委託
者が面建ての意味や機能を全く理解せず、
何の方針や目論見も持たず、漫然と損を先
送りして、損勘定に対する感覚を誤ってい
る場合である。そして、外務員が、これを
放置して面建てを勧めている場合は、手数
料稼ぎとして違法になる。
(b) 平成二〇年二月二日午後三時四
〇分ころ、被告丁川は、原告に電話をか
け、白金二枚売りの状態でストップ高と
なつたため、対応が必要である旨説明し、
契約時点で説明した対処方法(追証拠金
面建てなど)を再度説明した。原告は、折
り返し電話すると返答してから、同日午後
四時二六分ころ、被告会社に電話をかけ、
二〇万円を被告会社に持参するから建玉
できるようにして欲しいと述べ、被告丁川
は、白金二枚買ひ建ちを受注し
た。
原告は、被告会社に二〇万円を持参

原告は、平成二〇年二月二日か
ら取引終了に至るまでの間、被告会社内
の初回面談から、電話一五回、面談九回を
経て、同年一月一七日に口座開設に至つ
た。この間、商品先物取引委託のガイドの
説明交付を受け、預貯金七〇〇万円、投資
可能資金額三〇〇万円と記載した。
(b) 原告は、同月二〇日に金六枚の買
建てから取引を開始し、利食い、損切り、
送転を経験した。
(c) 原告の北底物産での取引期間は二
か月と一三日であり、この間、ほぼ毎日取
引をしている。
c 被告之野の説明に不足はないこと
(a) 被告之野は、平成二〇年一月三一
日、初めてかけた電話で、原告から面談の
約束を得た。
被告之野は、同日午後四時ころ、原告の
勤務先を訪問し、被告会社の紹介と商品先
物取引の説明をした。この面談で、原告
は、現在他社でも商品先物取引をしている
と話し、取引の仕組みや内容、リスク等に
ついてはよく理解していると述べた。
(b) 被告之野は、同年二月二日午後五
時ころ、予め面談の約束をした上で、原告
を訪問した。
そして、被告之野は、原告に対し、商品
先物取引委託のガイド(第一五版)及び同
別冊(第二七版)を用いて、①商品先物取
引の仕組みや制度、危険性、②日経新聞に
掲載される約定値段の見方、③損益計算の
方法を説明した。その後、貴金屬の市況に
ついて説明したところ、原告から、取引を
開始したいとの要望があつたため、再度、
も「相違なし」と回答している。
(b) 建玉、落玉の反復についても、取
引商品の相場変動の有無、程度、相場変動
の材料、投資家の性格等を考慮しなければ、
ば、その合理性の判断はできない。
(a) 取引手法は、損益に対し中立的で
ある。
面建てが多数回あつても、手数料稼ぎに
なるわけではなく、委託者が面建てのメリ
ットやデメリットを理解し、方針や目論見
をもつて取引を行っている場合は問題には
ならない。
多回数、面建てが問題になるのは、委託
者が面建ての意味や機能を全く理解せず、
何の方針や目論見も持たず、漫然と損を先
送りして、損勘定に対する感覚を誤ってい
る場合である。そして、外務員が、これを
放置して面建てを勧めている場合は、手数
料稼ぎとして違法になる。
(b) 平成二〇年二月二日午後三時四
〇分ころ、被告丁川は、原告に電話をか
け、白金二枚売りの状態でストップ高と
なつたため、対応が必要である旨説明し、
契約時点で説明した対処方法(追証拠金
面建てなど)を再度説明した。原告は、折
り返し電話すると返答してから、同日午後
四時二六分ころ、被告会社に電話をかけ、
二〇万円を被告会社に持参するから建玉
できるようにして欲しいと述べ、被告丁川
は、白金二枚買ひ建ちを受注し
た。
原告は、被告会社に二〇万円を持参

(エ) 被告丙川ら五名の内部統制システム構築義務違反について

原告の主張

(ハ) 取引による損害（一〇九一万二三）

(五)

明を受け、北辰物産では損切りや途
を頻繁に行つた後、リスクを認識し
本件取引に参加している。

収入は、年収約六〇〇万円（税込）
り、資産は、預貯金現金を合わせ
〇万円、北辰物産との取引により

1550

たとすれば、既にこの時点で、被告会社の

以上によれば、被告会社の担当従業員ら

(2) 被告会社は、被告乙野、被告丁川及

て重大な過失があると認められる

(裁判官 倉田慎司)